

分会ニュース

No. 21

発行責任者 多田 一夫

発行編集者 教 宣 部

大二両所における平成20年度、 分散特休に関する申し入れを行う！

3月6日、J R 東海 労新幹線 関西地方本部は J R 東海 関西支社に対し「大阪第二車両所における平成20年度、分散特休に関する申し入れ」を行いました。

申し入れた内容は以下の通りです。

1. 大阪第二車両所の基準要員及び担務別の要員が何名なのか明らかにすること。
2. 「分散特休」日数の20日程度とは何日なのか明確にすること。
3. 「分散特休」要員7名の根拠と、担務別人数を明らかにすること。
4. 「分散特休」付与を理由にした年休抑制は行わないこと。
5. 「分散特休」は社員の希望日を配慮すること。
6. 「分散特休」については社員間で変更を認めること。
7. 「分散特休」については公正にすること。
8. 年間120日の休日を付与すること。

日曜・祝日には分散特休を指定しないこと！ 会社は分散特休の交代を認めよ！

3月10日に貼り出した「休日予定表」では日曜や祝日にも「分散特休」が指定されています。みんなが休みたい日曜・祝日はさけて分散特休を指定すべきです。また、「分散特休」が指定される間隔も順番もバラバラになっています。上から順番にナナメに〇〇日の間隔でみんな同じように指定されれば、どの日に指定されようが不公平感はありません。

また、同じ担務で同じ作業が出来るなら社員相互の同意があれば「分散特休」の交代を認めるべきです。現にかつて大三両所で「分散特休」が指定されていた時は完全な「ナナメ交番」で「分散特休の変更」も社員相互が合意して会社が用意した変更用紙に印鑑をつけて提出すれば変更を認められていました。そんなに難しいことはありません。

「社員間の分散特休の交代を認めよ」と、みんなで会社に声を上げていこう！！